

「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

○創業支援

創業支援に資する取り組みについて、公的支援機関や外部専門機関等とも連携を図りながら、創業の相談から創業計画の策定、融資・補助金等の資金調達支援、開業後のフォローアップまでの一貫したワンストップ支援にて取り組んでまいります。

○事業の拡大・成長・経営革新支援

企業が抱える様々な課題の解決を支援し、企業の成長力の強化に貢献してまいります。公的支援機関や外部専門機関等とも連携を図りながら、ビジネスマッチング、販路拡大等の本業支援・人材マッチング支援・各種補助金・助成金申請支援等、伴走型支援に取り組んでまいります。

○事業承継支援

企業の実情に応じたきめ細かな事業承継を進めていくため、公的支援機関や外部専門機関等と連携し、個別相談会の開催や承継計画等の支援に取り組んでまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は、取引における適正な支払期日までに現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当金庫は、令和2年5月に「SDGs宣言」を公表しています。今回の宣言の趣旨に賛同すると共に、「地域の皆様とともに、地域社会の発展に貢献する」という経営理念のもと、持続可能な社会の実現に努めてまいります。

2021年5月12日

川之江信用金庫 理事長 日浦 博基